

(写)

龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第19号

龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例（平成18年龍ヶ崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(排出等の禁止物)</p> <p>第13条 占有者は、市が行う家庭系廃棄物の収集及び運搬に際し、次に掲げるものを排出し、又は処理施設に搬入してはならない。</p> <p>(1) } 省 略</p> <p>ゝ</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）第3条及び第5条に規定するパーソナルコンピュータのうち、一般家庭で生じたものであって、パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年経済産業省、環境省令第1号）の規定に基づき、パーソナルコンピュータの製造等（製造又は輸入した物を販売することをいう。）の事業を行う者が、自主回収するもの</p> <p>(7) 省 略</p> <p>2 省 略</p>	<p>(排出等の禁止物)</p> <p>第13条 占有者は、市が行う家庭系廃棄物の収集及び運搬に際し、次に掲げるものを排出し、又は処理施設に搬入してはならない。</p> <p>(1) } 省 略</p> <p>ゝ</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）第3条及び第4条に規定するパーソナルコンピュータのうち、一般家庭で生じたものであって、パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年経済産業省、環境省令第1号）の規定に基づき、パーソナルコンピュータの製造等（製造又は輸入した物を販売することをいう。）の事業を行う者が、自主回収するもの</p> <p>(7) 省 略</p> <p>2 省 略</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。